解散公告

当社は、平成三十年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十九日

沖縄県国頭郡恩納村字仲泊一三二七番地三
株式会社ホテルサンセットヒル
代表清算人　大城　三男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十一月二日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により平成三十年三月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十九日

静岡県沼津市下香貫字島郷二七七三―一
医療法人社団慶信会
清算人　井上　慶三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南一六条西九丁目六九六番地、最後の住所札幌市白石区北郷五条四丁目九番一〇号　被相続人　亡　三浦美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

事務所札幌市中央区南一条西一一丁目一番地三〇一コンチネンタルＷＥＳＴ．Ｎビル七階　小林純也法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　純也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県十和田市西二番町五九番地一〇、最後の住所青森県十和田市西二十二番町三八番一号　被相続人　亡　折茂　紀昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

青森県十和田市西一番町一七番六号二階
いずみ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　花生　耕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市江刺区藤里字竹洞七六番地一、最後の住所岩手県奥州市江刺区伊手字新田一四九番地　江寿園　被相続人　亡　及川　貞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

岩手県奥州市水沢佐倉河字東広町四二番地
相続財産管理人　弁護士　加藤　文郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区大和町五丁目三二番、最後の住所仙台市若林区大和町五丁目三二番一二―八〇八号　被相続人　亡　中鉢　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

仙台市青葉区中央一丁目二番三号仙台マークワン一二階
相続財産管理人　弁護士　内藤　梓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市広瀬東三丁目二二番地、最後の住所埼玉県坂戸市大字石井二八九八番地一三（若葉台マンション七〇七）　被相続人　亡　山内　悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

埼玉県坂戸市関間四―一二―二四若葉西口ビル三〇二号室　若葉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邉　祐樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区鵜の木一丁目四一二番地、最後の住所埼玉県狭山市大字東三ツ木二一二番地一家族倶楽部三〇八　被相続人　亡　三浦　義彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

埼玉県坂戸市関間四―一二―二四若葉西口ビル三〇二号室
相続財産管理人　弁護士　渡邉　祐樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市安馬谷二二四五番地、最後の住所千葉県南房総市安馬谷二二四五番地一　被相続人　亡　錦織平三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

事務所千葉県館山市北条二一六一―一依田ビル二階関川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　関川　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市草刈一二三番地、最後の住所千葉市中央区生実町一七一六番地五　被相続人　亡　魚路　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　武田　祐介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都大田区下丸子四丁目二三番一号大田区立特別養護老人ホームたまがわ　被相続人　亡　野口　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビル六階日本橋フォーラム綜合法律事務所　相続財産管理人弁護士　宗岡　慶太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区永福四丁目二〇番、最後の住所東京都杉並区永福四丁目二〇番一八号　被相続人　亡　藤澤　眞理

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

東京都港区赤坂一―三―六赤坂グレースビル七階虎ノ門協同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　望月浩一郎

第60期決算公告

平成30年5月29日　埼玉県川越市大字的場字四畑754番地の4
三協食品工業株式会社
代表取締役　東　武士

貸借対照表の要旨（平成30年2月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,982	流動負債	2,671
固定資産	2,770	固定負債	642
有形固定資産	2,599	**負債合計**	**3,313**
無形固定資産	13	株主資本	2,408
投資その他の資産	156	資本金	391
		資本剰余金	2,017
		利益準備金	97
		その他利益剰余金	1,919
		（うち当期純利益）	(235)
		評価・換算差額等	29
		その他有価証券評価差額金	29
		純資産合計	**2,438**
資産合計	**5,752**	**負債・純資産合計**	**5,752**